

様式第 1 5 号

借 用 証 書

年 月 日

庄原市教育委員会教育長 様

〒
[奨学生] 住 所

氏 名 印
(生年月日： . .)
【決定番号：第庄奨 - 号】

※ [父母等] 住 所

氏 名 印
(生年月日： . .)

	百	十	万	千	百	十	円
借用金額							

私は、庄原市奨学金奨学生として、上記金額を借用しました。ついては、庄原市奨学金貸付条例及び同施行規則の規定に従い、下記の奨学金返還明細のとおり滞りなく返還いたします。

返 還 明 細	返還方法	1. 月賦（毎月） 2. 半年賦（ 月/ 月） 3. 年賦（ 月） 4. 一括
	返還期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで 回
	返還金額	同額返還： 円 × 回 = 円 残額返還： 円 × 回 = 円 合 計 円

[連帯保証人] 住 所

氏 名 印
(生年月日： . .)

[連帯保証人] 住 所

氏 名 印
(生年月日： . .)

_____が庄原市奨学金奨学生として奨学金の貸付を受けましたので、
庄原市奨学金貸付条例及び同施行規則の規定に従い、上記の誓約を実行するよう私達
においても保証します。

※ 実印(印鑑登録印)を変更しているときは、印鑑証明書を添付すること。

※ 連帯保証人の押印は、誓約書提出時に添付した実印(印鑑登録印)を使用すること。

※ 父母等の欄は、奨学生が未成年者の場合のみ記入してください。

1. 借用の明細

決定年度		決定番号		氏 名				
年度		第 一 号						
学校名：				生年月日		年 月 日生		
借 用 金 額 明 細	借 用 金 額			借用期間 終了事由				
	円			満了	辞退	退学	死亡	その他
	借用始期年月		借用終期年月	月数	借用月額		借用金額	
	年 月分～		年 月分	月	円		円	
				月	円		円	
				月	円		円	
			月	円		円		

以前に庄原市奨学金又は庄原市高校存続対策奨学金を借り受けたことがある場合の
貸付を受けた奨学金の額の合計額は次のとおりであり、奨学金返還明細の返還の方法
の割賦金額及び返還回数はこの合計額によります。

	決 定 番 号	貸 付 金 額
今回の貸付		円
以前の貸付		円
合計額		円

2. 本人の連絡先等

〒 _____ 電話番号：() _____

3 返還にあたり、下記のことを確認してください。

返還に係る主な条件は、奨学金の貸付決定の時に提出のあった誓約書によって
確認されておりますが、実際の返還にあたってはルールに従った手続きをとる
ことが大切です。

返還開始後に本人、本人の保護者等及び連帯保証人に関する変更、異動がある
場合は、随時「届出」や「申請」をする必要があります。これらは返還を円滑に
進めるための重要な手続きであることを認識しておいてください。

なお、詳細については「庄原市奨学金 返還のてびき」を必ずお読みください。

記

1. 借用金額の内訳は、1.「借用の明細」のとおりです。
2. 返還回数と割賦金額の計算方法は、「返還のてびき」に記述してあります。なお、2以上の貸付契約により奨学金を受けている場合は、奨学金の合計額で計算します。
3. 借用証書を提出後、返還の開始前までに返還計画に基づく返還明細書等を送付します。本人宛に送達できない場合は本人の父母等又は連帯保証人に送付します。
4. 返還の方法は、「月賦」、「半年賦」、「年賦」又は「一括」のうちいずれかの返還方法を選択し、原則として本人名義の金融機関の預貯金口座からの自動引落か、納付書等による金融機関窓口での払込方法で返還していただきます。
5. 奨学金の返還は、返還計画による納期限前に一部又は全部を繰り上げて返還することができますので、希望されるときは1ヶ月前までに庄原市教育委員会へご連絡ください。なお、金額や納入期日等については別途相談してください。
6. 返還期日を過ぎても返還がない場合には延滞金が課せられます。延滞金の金額は延滞している割賦金の額に延滞した期間について、年利10%の割合を乗じて得た金額となります。
7. 返還金の支払いを継続して怠ったときは、期限の利益を喪失させ、貸し付けた奨学金の全部又は一部について返還を命ずることがあります。
8. 返還金は期日の早く到来する割賦金から充当されます。充当は督促手続費用、延滞金、割賦金の順となります。
9. 本人が奨学金の返還を延滞すると、返還未済額の返還を本人・本人の父母等及び連帯保証人に請求することがあります。また、強制執行にいたるまでの法的措置をとる場合もありますので、連帯保証人等に迷惑をかけないように確実に返還してください。返還が困難になった時は、早めに返還猶予等の手続きをされるか庄原市教育委員会へ早急に連絡してください。
10. 次の事由については、本人又は本人の父母等又は連帯保証人からの申請により、奨学金の返還を一時的に猶予・延期されることがあります。申請後に庄原市教育委員会において申請内容を審査し、返還猶予の可否を決定します。
 - ① 奨学生本人が高等学校等に在学するとき。
 - ② 奨学生本人が生活保護法による生活保護を受けているとき。
 - ③ 奨学生本人が災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない事由により、返還期日に奨学金を返還することが著しく困難になったと認められるとき。

返還猶予期間は事由により異なります。①については事由の継続する期間、②又は③は毎年事由を証明する書類を添付した書類を提出してください。
11. 次の事由については、本人又は本人の父母等又は連帯保証人からの申請により、返還すべき奨学金の一部又は全部が免除されることがあります。申請後に庄原市教育委員会で内容を審査し、返還免除の可否を決定します。
 - ① 奨学生本人が死亡したとき。
 - ② 奨学生本人が精神又は身体に著しい障害を受けたとき。
 - ③ 返還義務が生じたときから返還完了までの期間において、継続して3年以上市内に居住し、引き続き市内に居住するとき

12. 以下の事由に該当するときは、速やかに届出を行ってください。
- ① 奨学生本人が転居や改氏名をしたとき。
 - ② 連帯保証人を変更するとき。
 - ③ 返還方法の変更等を希望されるとき。
13. 連帯保証人は、本人が本誓約書によって負担する一切の債務について、本人と連帯して保証債務を負い、その履行については関係法令及び本誓約書及び借用証書等に従わなければなりません。また、本人が奨学金の返還を延滞すると返還未済額の返還を連帯保証人に請求することがあります。また、強制執行にいたるまでの法的措置をとる場合もあります。
14. 借用証書を提出後、本人控用として写しを送付しますので、奨学金の返還が終了するまで大切に保管してください。

その他上記以外の取扱いについては、「庄原市奨学金貸付条例」及びその他の規則等の定めによります。

□ 庄原市奨学金に関する各種届け出及び連絡先について

庄原市教育委員会 教育総務課 総務係 〒727-8501 庄原市中本町一丁目 10-1 電話：0824-73-1182		
西城教育室 〒729-5792 庄原市西城町大佐 737-3 電話：0824-82-2121	東城教育室 〒729-5121 庄原市東城町川東 1175 電話：08477-2-5111	口和教育室 〒728-0502 庄原市口和町向泉 942 電話：0824-87-2111
高野教育室 〒727-0402 庄原市高野町新市 1171-1 電話：0824-86-2111	比和教育室 〒727-0301 庄原市比和町比和 1119-1 電話：0824-85-2111	総領教育室 〒729-3703 庄原市総領町下領家 280-1 電話：0824-88-3060